

令和元年度 第2回いじめ問題対策連絡協議会議事録

1 開催日時 令和2年1月29日(水) 10時00分～12時00分

2 開催場所 三重県勤労者福祉会館 職員研修センター第2教室

3 出席者

(委員) 伊藤委員、岡島委員、久保委員、島田委員、清水委員、谷口委員、辻委員、中山委員、中谷委員、西尾委員、長谷川委員、藤原委員、宮村委員、山北委員

(事務局) 梅原課長他6名

4 会議の公開・非公開 公開で実施

5 議事録

(事務局)

本日は、皆様、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日ご出席は、委員14名中14名で、三重県いじめ問題対策連絡協議会条例第6条により、会議が成立することをご報告いたします。

それでは只今より、令和元年度第2回三重県いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます、三重県教育委員会事務局生徒指導課の梅原でございます。よろしく願いいたします。お手元の事項書に沿って、進めてまいります。議事に入ります前に本日の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、事項書と名簿、座席表が表裏になったもの、資料をまとめたもの、討議の柱でございます。また、別紙となりますが、三重県臨床心理士会様から、本日の資料として出していただきましたものが1部ということになっております。不足等ございましたらお教えください。

なお、本日の協議会は公開で行います。記録のために録音をさせていただきますのでご了承ください。

それでは、本協議会の藤原会長に議事をお願いしたいと思います。

(藤原会長)

おはようございます。本年度最後の協議会、全員出席ということで、皆様お忙しい中、時間をとっていただいておりますので、活発なご意見がほしいと思っています。

それでは、事項書2の「協議」に移りたいと思います。
別紙の協議の柱を頭に入れて進めていければと思います。
まず、「本県いじめの状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

県教育委員会事務局の小林です。よろしくお願いします。

【本県のいじめの状況】の説明

(藤原会長)

何か、ご質問、ご意見はございませんか。

それでは、報告があった部分を委員の皆様と情報共有したいと思いますが、こういった実態が、各学校現場でどう受け止められるのかということ現場の先生方からご発言をいただきたいと思います。

(中谷委員)

先程の件ということで、本校は山間にある児童数70名ほどの学校です。子どもたちが嫌な思いをしたということ積極的に拾うようにしています。上半期だけでも10件近くが出てまいりました。主にアンケートとか本人の訴えで、比較的、その時点での把握が多いです。内容については、遊びに誘ってもらえなかったとか、言い合いがトラブルになりお互いが嫌な思いをしたということで、主にからかいや冷やかしのことであげることが多いです。丁寧な聴き取りをすると誤解だった場合もあり、保護者にも確認をしながら教育委員会にあげています。

(藤原会長)

全国の認知件数との乖離について、特に小学校の低学年の認知の度合いが全国の平均と比べると三重県は少なくなっています。それがいいのか悪いのかではなく、小学校の現場としてその辺はどうなのでしょう。

(中谷委員)

他の学校の実態はなかなかつかめないところがありますが、本校でみますと、1年生が7名、2年生が10名で、子どもたち同士の色んな思いや行き違いはありますが、多くはないという実感はあります。思いますに、いじめという嫌な思いをしたということを含めて丁寧にみていくと、認知件数はあがっていくのかと思います。その場で解決していることもたくさんありますので、それをあげていくことが件数に反映していくのではと思います。

(宮村委員)

いじめはどの学校にも起こりうることで、本校では、毎学期アンケートを実施しておりますし、教育相談として面談をして、困っていることはないか聴き取りをしているので、件数としてはあげられていると思っていました。認知件数は、ある程度まではとらえられてないということで増えるべきで、一定の所までいけば、いじめはなくなっていかなければいけないので、認知件数は減っていくのが本来のことだと思っています。ですので、発見できなくて低いところは解消しなければいけないと思っています。

この結果をみますと、本校でも嫌なことを言われたというのが一番多いですが、確認するとほぼ解決しているということもあります。全国の平均件数を聞くと三重県が随分低いということで正直驚いています。認知が低いということは見つけれられてないんだなと改めて反省するところです。本校のアンケートで、その時は嫌な思いをしたけど解決したから書かなかったということもありました。生徒のとらえ方や、担任が解決しているので含まなかったということがあるのかもしれないと考えられます。また、加害者本人は嫌な思いをさせて申し訳なかったととらえているのに、親御さんと話をすると、言われる方にも原因があるのだと思って見える方もいます。三重県は保護者からの訴えが多いということで、被害側の親御さんはいじめととらえているが、加害的な立場の親御さんは認知されていないということもあるのかもしれないと感じています。

(辻委員)

12ページ、13ページの、どうやっていじめを発見したのかというところで、担任が発見することは極めて少なく、またアンケートからも少なく、本人からの訴えでわかってくるとありましたが、担任や教諭がしっかりと生徒たちを見て、クラスの微妙な変化を見逃さずやっていかないといけない、どういうところを見ていくか教員の中で共有していかないといけないと思いました。高校は小学校と違って、学級担任制ではなく、担任であっても自分のクラスの授業を持たないということもあり、朝のホームルームだけしか会わない生徒もいます。本校でも事務的な連絡だけできちんと心から生徒と関わっていない先生もいるのではと思うので、アンテナを高くすることなど、職員の研修でやっていかなければいけないとこの数字を見て思いました。学校は、アンケートとか生徒の思いをとらえて指導していかなくてははいけません、その中で、内容としては冷やかしか、からかいが多くなっています。高校ではラインを使用する中で見えにくくなっていますが、どの様にみていくのが大事になっています。

(藤原会長)

データは重く受け止めないといけないということです。それでは教育委員会はどうでしょうか。

(山北委員)

木曾岬町のいじめの現状と課題について、学校のいじめの防止についての取組みでは、組織全体で取り組んでいくことや、子どもたちに寄り添って支援をしていく必要があるという共通理解、共通認識はされているが、実際、毎年いじめの認知をして、いじめの解消に向けた取組状況や、保護者から色々なお話を聞いていると、改善すべきことが出てきているという認識があります。ここ4年間、小学校の認知件数はやや増加をしています。中学校については横ばいです。それと、いじめの発見のきっかけとなったのは、先程の県のデータとほぼ同じで、アンケート調査から、本人から、保護者からで約9割がいじめの発見のきっかけです。残りの1割が、学級担任や他の職員が見つけてくるということで、先程の亀山高校の辻校長先生がおっしゃいましたが、些細な情報でもしっかり見ていきたいと思います。と何度も会議等をお願いをしているけれども、教職員から発見し、早期の対応につながっていかない現状があります。先生方に改めていじめの定義をしっかり周知をしていきながら、些細な状況であってもいじめではないと軽視せず、早期の段階で積極的に働きかけをするよう、周知していく必要があると思っています。

もう一点は、組織的に対応していると答えていますが、組織的に対応しているのか、学校として考えていく必要があると思います。いじめの状況は子どもによっても変わってきます。組織的な対応で危惧することがあります。どんなことかという、学級担任に、仲間外れになっていると訴えたが、担任は些細なことで、あなたたちで解決したらどうかと返したわけです。子どもが夜も眠れない状況であることを学級担任は受け止めきれなくて、保護者は、学校に対して不信を持ったわけです。担任が電話で、「その後、どうですか？」という、学校の対応を話したうえで聞くべきではないのか、これはあまりにも無責任ではないかと。保護者が、県の相談窓口相談されて、初めてこちらは知った、分かったという状況でした。今は、改善の方向で収束しつつあるんですけども、まだ3か月たっていないので解決とはなっていません。そういうことを考えていくと、私共の町、学校では、いじめ防止にしっかり取り組んでいきたいと思いますという気持ちは共有されている、組織的にやってみようという共有されているが、組織全体になかなか浸透していないという状況がございます。

(藤原会長)

大変、具体的を話していただいたので、よくわかりました。意識は高まって

いるが、実際にことが起きた時に対応ができるのかということとは別ということですよ。

(谷口委員)

今、木曾岬町教育長さんが言われたとおり、伊賀市教育委員会としても、早期発見、早期解決、そしてどこの学校にでもあるものだということを校長会等で伝えております。学校の方もそういう対応をしてもらっていると思います。伊賀市の状況を申しますと、やはり今の状況の中で、いじめは早く見つけて早く解決するということになるのですが、過去の取組の中では、末端の先生方にまでいっているのかということが、色んな所で思うところがいくつかございます。伊賀市の状況としては、平成27年に定義がかわって28年になると、18件から144件ということで、その後、140件、150件程度と横ばいの状況となっています。ただ、減ったときに、減ることは良いことですが、学校には、減るということで見逃しがいいのか点検してほしいということ、さらに、いじめの件数が0という学校については、0件ということを保護者に伝えるよう言っております。いじめの中では、冷やかしの、からかい、悪口を言われるが多いのですが、その中でやはり、パソコンやネット、SNSでのいじめの件数が増えています。例えば平成28年度はいじめの件数を100%とした場合、2.5%でした。平成29年度は、倍の5.4%、平成30年度は9.8%でした。今年についても増えてきている状況でして、SNSでの冷やかしのやからかきをどう見ていくか、ということも学校に伝えていくことも大事でないかということです。それから、発見について、去年の伊賀市の調査では、本人から30.8%、保護者23.8%、アンケート20.3%、学級担任10.5%、担任以外の教師が3.5%で、担任が発見することを多くしていかないといけません。担任が、ただのもめごとではなく、いじめとしてとらえようという扱いにしないと低学年も増えていきませんよということも、校長会等で言わせていただいているところです。県のチェックリストや色んなものを使いながら、ただのトラブルではなく、いじめとしてきちんと見て解決するというので、そのことによっても件数を増やしていくと。きちんと見ていくなかで、件数も増えていくという状況を作っていく必要があるだろうということで、校長会等で各校長に伝えていきながら、小さなことでも見逃さず早く対応して、いじめはあるものだということで動きを作っているという状況です。

(藤原会長)

丁寧なご報告ありがとうございます。全国の傾向と三重県は認知件数に大きな差があるというところに報告が集中しましたが、委員の皆様で何かご意見がありましたらお伺いしたいと思います。三重県は小規模校が多いということで、

小規模校はいじめが少ないだろうという推察はできるかもしれませんが、各県の統計を見ますと、宮崎とか大分とか三重県と同じような状況だろうという県でも、認知件数が高かったということがあります。ですから、大都市だから高いということはない。私の意見として申し上げますと、いじめというふうに認知すると、児童生徒の中に、加害児童生徒と被害児童生徒が出来てきます。こういうことに対する抵抗感というものが、先生方に相当強いものがあるのではないかと思います。加害の子どもを作りたくないということで、教育者として当然の意識だと思えます。しかも、いじめの加害になると思われる児童生徒がクラスのリーダーであったり、成績が良くて、先生の言うこともよく聞くという児童生徒であれば、いじめの認知をためらうということもあるのではないかと思います。ただ、いじめというのは、いじめられる側の認識としては、非常に苦痛を感じていると、行われた行為がささいであっても、被害者の視点に立って認知をすることです。加害の生徒が悪かったということについては、そこは切り離さないといけないと思います。それは、子どもの成長発達の過程で色んなトラブルが起きる1つのことですから、悪いからいじめをするということではないと思います。時には、いじめの背景に、家庭の問題であるとか、複雑な問題があるかもしれません。ただ、そうでないケースも多くあって、健全な発達とか成長をしている子どもについても十分ありうることで、価値観を少し外していじめの認知をしなければいけないかと思います。そこがうまくいっている県は認知件数がすごく増えていると。要するに、子どもが人権を侵害されている状況を形でとらえるということ。そこに、価値観を混ぜて加害の児童生徒を作りたくないということになると、どうしても減っていくということになります。これは、私の仮説で、決してエビデンスがあるわけではないです。ただ、そうであるとすれば、いじめのとらえ方について、現場の先生方へ啓発が不十分であるということが言えるのではないのでしょうか。同じような問題が、児童相談所でもあるのではないのでしょうか。児童虐待についてはどうでしょうか。悪い親を作りたくないという意識があると、虐待の認知をためらうということがあるのではないのでしょうか。関連する事項であると思えますので、ご発言をお願いいたします。

(清水委員)

テレビ、新聞に出ている重大事態は、初動の対応が遅く、それが積み重なって事件になっているので、アンケートでは遅いのではないかと思います。先生方は忙しく、大変と聞くが、子どもが第一ということで見ていただいて、注意をすることが大事だと思います。不登校の相談で、いじめが実は原因だったということもあり、アンケートで把握できているのか心配もしますので、発見の手立ては幅広くしていただきたいと思えます。本人、保護者からの訴えからの発

見はいいと思うんですが、ある本を読みましたら、学校に電話するときは10時以降にすること、そして、最初に校長に言うてはいけないとありました。たしか、いじめ探偵というものが以前テレビでもやっていたと思います。その方が書いた本に、学校に対して伝えるときのアドバイスなどが書いてありました。そういったことを気にされるのであれば、なかなかスピード感をもって進めていくことは難しいのではないかと思います。木曾岬町さんが言うてみえた組織的対応というのは、まさしく虐待についても同じで、虐待を見つけていただく学校や保育所の組織的対応が大事であると思います。皆さん身をもって感じているらっしゃると思いますが、やはりまだ親御さんに配慮して、「児相は動かないでほしい」とか、「これは通告ではない」などと言われる先生方もみえます。いじめも虐待も啓発が重要なのかなと思います。

(藤原会長)

三重県の児童虐待の発見はA Iを使って、外形的な事実から把握していくということですが、いじめが全く同じとはいかないですが、似たような発想は必要かなと思います。

(伊藤委員)

まず、今回の報告において、いじめの解消状況で96.7%解消しましたという報告があります。現場の先生方が頑張って解消に携わって見えるのが非常によくわかりました。これがまず確認しておきたい事実としました。それから、2点目は、先程藤原会長からも言われましたように、加害者が悪いという話があると、担任の先生が見つけにくいのではないかとということですが、実は弁護士としても同じように思うことがあります。例えば、第三者委員会として調査を行う場合です。加害者が、うっかり何かやっちゃって相手が嫌な気持ちになってしまったとき、うっかりしていた部分が悪いと言われればそれまでですが、実際それがいじめと評価してよいのか悩むことがあります。もし、いじめという言葉が、加害者、悪い人がいるというイメージを想起させるのであれば、担任の先生が見つけにくいとか、発見しにくいということもあるのではないかと思います。3点目は、学校現場がどういう状況かわからないので、ぜひ教えていただけたらと思うのですが、先程から言われているように、1,000人あたりの認知件数が全国の平均40件程度のところ三重県が16件程度にとどまっている理由です。些細なことであればその場で解消し、いじめとしてあげないということもあるという話もありましたし、実際に減少しているところもあるのではないかとのご指摘もあったかと思います。担任の先生や教職員がいじめを発見したときに、どの程度負担があるのか、何か書類を作る負担や、対応に悩むことが、どの程度なのかを教えていただきたいと思います。

また、担任の先生のいじめの定義に対する認識もどうなのか知りたいところで、10ページに、研修を実施したかどうかの結果があり、実施したという割合がそれなりにあるんですが、研修の中身や研修をやった結果はどうか、そのあたりも情報を把握しておられるようでしたら、教えていただきたいと思います。それから、小学校低学年のいじめの認知件数が低いということで、低学年の児童の訴えを把握することの難しさはあると思いますが、そういったところも研修で扱っているのかということも教えていただきたいと思います。

(藤原会長)

研修につきましては、次の協議題で、その問題を取り上げたいと思います。

(長谷川委員)

他県の校長会の研修会で、4名の子どもが関わったことについて事例を示し、この中にいじめがいくつあったのかということで手をあげてもらったところ、非常にばらばらであったということがありました。1つの事例で、数十名の中でも意見がばらばらであったということから、いじめの認知というものは主観的であり、考え方も異なってくるということで、件数にもばらつきが出てくるものだと思います。目的は早く見つけるということであるので、1つ1つの事案について、いかにアンテナを高くして、どれだけの子どもたちが関わってこのいじめが起こったのか、加害者ももしかすると被害者の立場であったかもしれないという、多面的に物事を見ていくことが大事なこととっております。そういう意味では、12ページの宮崎、大分、京都など、件数が非常に多い地域がどの様に認知を進めているのかということも教育委員会としても聴き取って参考にさせてもらうなどの必要があると思っております。それから、問題行動等調査は、いじめだけでなく、他の暴力行為など様々な調査を一緒にしております。学校が調査に答えるときに、これはいじめ、これは暴力行為と、1つの行為で答えてしまうのではなく、ある暴力行為に対して、いじめも関わっているかもしれないから両方にカウントするなど、幅広いとらえ方をする必要があり、その働きかけを行っていく必要があると思っております。

(岡島委員)

私立学校については、12ページのいじめの1,000人あたりの発生率、人数が、私立学校を入れると減ってしまうということで、これはどうかなと感じさせてもらっています。これについては、私立学校の集まりで示したいと思います。その他のことについて、私立学校であっても、公立学校であっても同じようなものであると思っておりますが、発見のきっかけでアンケートがいつも多いということになっています。これは、いじめをなくすということにおいて、対応的

には遅いと思っています。私の経験からも、いじめを早く見つけないと、事が大きくなっていきます。アンケートはある程度やっていますが、学期に1回、年に3回でスパンが長いので、今そうだということならいいんですが、それが2か月前、3か月前ということであると、それがすでに終わったことになっていたり、本人、保護者、周りの子からの訴えから対応をしたということがほとんどかなということが、私の今の経験です。実際には、担任や教員による発見によるものがもう少しないといけないと思っています。生徒と会話をする中でどうなんだという面談的なものではなく、日常会話の中からそういうものを感じ取っていくスキルというようなものでいじめの問題を大きくしないということが大切なのではないかと考えます。先程、藤原先生がおっしゃったように、被害者、加害者という認識が、現場ではどうしても出来てしまうと思います。そうすると、被害者、加害者という関係が成立しないといじめとしてあげないということが実際のところあるのかなと思います。ちょっとしたからかいで嫌な思いをしたという事案があって、被害者にはフォローをしていくにしても、加害者に指導がどの程度必要なのかというのは、特定の生徒に対してというよりも、生徒全体に対して指導するという形をとって解消をしていけるような段階で済ませていくことが大切なことだと思います。

(藤原会長)

ありがとうございます。協議1はこれで終了したいと思います。

続きまして、協議2、いじめの防止等に向けた取組を事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

【いじめの防止等に向けた取組】説明

(藤原会長)

それでは、討議の柱に沿った議論を行いたいと思います。

1つは、本県はいじめの現状からいじめの防止等をさらに進めていくために何が必要か、もう1つは、いじめ防止に係る機運を醸成するため効果的な啓発を進めるにはどのような視点が必要か、ご発言いただきたいと思いますので委員の皆さんご準備をお願いします。

事務局側の説明で質問があれば受けたいのですがよろしいでしょうか。

それでは、伊藤委員から質問されました各学校でどのような研修をされていますかということからお願いします。

(辻委員)

いじめだけという研修ではないですが、各学年で気になる生徒の情報や事例を出し合って、他の先生方と共有しながら、生徒をしっかりと見るという確認をしています。それから、先生方が生徒に対して優しい心を持たなければならないということで、先日、こういう言葉遣いだと生徒は傷つくよねというような言葉遣いの研修をグループワーク形式で行いました。これは本校の例です。

(藤原会長)

事例検討とか実践研修というのでしょうか、そういったことをされているということですね。

(辻委員)

学校によって異なると思います。いじめという形ではなく、人権にかかわってであるとか、本校は特別な支援を要する生徒も多いことから、生徒指導やいじめという観点だけではなく、気を付けなければいけない生徒がいるという視点で行いました。例えば、交友関係で孤立している生徒、それは悪いことではないですが、そういった生徒を見守るという活動をしました。

(藤原会長)

辻委員がいらっしゃる学校だから、そういったことをされているのか。一般的にどの学校でも行われているのか、どうなんでしょうか。

(辻委員)

生徒を特別支援的な観点でとらえているという学校は、結構多いと思います。言葉遣いの研修については、生徒の中で人権上不適切な使い方をすることが続けて起こったことから、職員もしっかりと発見して適切な指導をしていくために今年度、特に取り組みました。

(宮村委員)

辻先生がおっしゃったように、生徒にどの様に聴きとるかとか、問題行動に対してどう対応をするか、それぞれ部会がございまして、事例検討的なことはどの学校でもやっていると思います。特に本校では、若い先生が多く、その先生たちが、不登校の生徒や教育相談で子どもから話を聞くとき、どの様に聴いたらよいかかわからないという様子が見えたので、スクールカウンセラーに来ていただいて、不登校の生徒の家に家庭訪問した時、どの様な声掛けをするかとか、教育相談のときにどんなふうに言葉かけをして生徒の思いを引き出すかという研修を持ったりしています。いじめについては、特に生徒指導主事

が、教育委員会の研修を受けて、いじめはどこの学校でも起こりうることだし、嫌だと思っただけでいじめであるなどの研修内容を学校で還流することも行っています。ただ、研修を行っていると思っているのですが、今回の報告を聞いていて、この部分が欠けていたなということがありました。19ページにつけていただいている、いじめの認知基準のチェックリストですが、3番の部活動で1年生に対して暴力行為を行ったという事例があります。これは、中学校では暴力行為としてあげますけども、チェックリストでは、1年生がいじめられたという認識とあり、私は正直そのような認識をもっていませんでした。それから4番の、鉛筆を隠された小学生が仕返しにゴミ箱に捨てたとあります。隠された子も仕返しされた子も、どちらもされたので、それぞれに嫌やったねとふれると思いますし、寄り添わないという指導はあり得ないと思いますが、これもいじめではなくトラブルとして認知してしまう。このように見ていくと、確かに相手が嫌な思いをしたので、いじめと言われればいじめなんだろうけども、今までいじめとして認知していなかったなと自分自身思いました。こういう部分の研修が確かに十分できていなかったなと反省します。研修をして、教師自身が、これもやっぱりいじめなんだという認識で対応をきちんとできたら、担任の発見の件数も上がると思います。いじめの認知件数も上がると思います。そのように感じて見せていただきました。

(中谷委員)

小学校の認知件数が低いということ、数値は知っていたつもりだったんですが、自分たちの状況を改めて知る時間になりました。自分自身がいじめに対して変わったなと思ったのは、数年前に三重の教育談議でいじめの問題を取り上げていただいた講演を聴かせていただいたときです。今までのいじめのとらえ方と違うことが具体例を示していただけて分かりました。それまで恥ずかしながら0件であげていたのですが、これはいけない、先生方の意識を変えていかなければならないなと思いましたが、市教委の生徒指導課の先生に来ていただき、津市の具体的な例とか事例をもとに、法の理解や対応の仕方を丁寧に教えていただきました。これが、先生方の意識を変えていくきっかけになりました。認知件数の把握に対して共通理解できることにつながったと思います。ただ、それでも低学年の認知件数の話があったように、十分にとらえになっていないということ、改めて学校で確認していきたいと思っています。それと、子どもたちに対しては、本校では人権教育と特別支援教育に力を入れて取り組んでいますので、人権集会等の取組を通じて、子どもたちに学習させたり、教員に対しては、研修や職員会議で子どもたちの具体的な情報交換を必ずするようにしながら、つぶさに把握していくことに努力していきたいと思えます。

(藤原会長)

ありがとうございました。いじめへの対応が精密なものになってきていますので、現場の先生方が疲弊してしまっているのではないかという心配を少しします。私の知り合いのある教育大学の教員から、教員養成大学を出た学生が、教員採用試験を受けたがらないという傾向が顕著にみられると聞いております。学校の先生になると大変だという思いが、少し広がってきているのではないかと思います。若い先生方が、いじめについて、研修というか教育があまりに上の方からあると、なんとなく守りの姿勢に入ってしまったってですね、萎縮をしまっているのではないかと少し心配をしているのですが。いじめをとらえるということが、本当は子どもを伸び伸びと発達、成長させていく一番いい方法だと、すごく前向きなとらえ方がないと、非常に辛くなってしまうと思うんですけれども。そういうところはいかがでしょうか。

(山北委員)

今日はいじめに特化した会議ですので、いじめということに集中しがちですが、そもそも子どもたちをどう育てていくかという、広くとらえていく中の1つとして、この様ないじめの問題解決の話し合いがあると思うんですね。といいますのは、やはり学校の先生は、児童生徒が安心して、安全に学校生活を送ることができる学校づくりとか、あるいは学級づくりというものをどうしていくのが一番いいのかという広い観点から、子どもに向かうような研修をしていく必要があると思います。そのようなことを踏まえていくと、例えば、子どもたちが、楽しく主体的に学習に参加できるような授業であるとか、授業の中でそれぞれが活躍したり、あの子はあんなことができるんだと認め合ったりというような、日常の子どもたちにかかわる先生方の取組です。そういったことをきちんとしていく中で、もう少し特化して言うならば、子どもたちの実態に応じた、例えば道徳の教育だったり、人権の教育だったり、そういうことをしていく中から、子どもたちの中でいじめはダメなんだ、お互いを認めあっていきながら仲間づくりと生活をしていくことが大事なんだ、という気持ちを養っていくという前提の中、いじめというものを見ていかなければいけないのではないかと思います。そのようなことから、いじめられている側に対して、どうしたの、どうしたらいいのという研修と、もう片方にあるのは、今話させていただいたような、お互いの良さを認め合いながらという子どもたちの学級あるいは社会を形成していくために、教師としてどう関わっていけばいいのかという視点の研修が大事なかなという思いをしています。

(谷口委員)

やはり、学校にその子の居場所がないと楽しいと思えないですね。不登校が

増えて、暴力行為は減っているんですが、いじめもその子の居場所があって、人権が守られているということを学校が作っていくということが大事かと思っています。ただ、ベテランの先生がやめられて、若い先生がどんどん入ってきます。若い先生は、目の前の生徒に精いっぱいです。アンケートもするのですが、アンケートの結果に対して何らかの指導もするし、一人では難しいところも何人かの先生とグループを組んで対応するということがあります。働き方改革ということでは、学校の先生は大変だということで希望も少ないかなということもあるかなと感じます。ただ、子どもたちを学校の中で見ていくとなると、アンケートもとらなければならないですし、保護者の意見でアンケートは年3回でいいのか、もっとしてほしいという意見もございます。アンケートを見せてもらいますと、いじめがありませんか、ありましたかというだけではなくて、冷やかしかからかい、悪口を言われたことはありますかと書いてあるんですね、それは言われたことがあるということになって、件数は増えると思うんです。ところが、伊賀市でもやっているのですが、差別用語を使ったらきちんとあげていきましょうと言うのですけども、言葉狩りになってしまって、子どもたちは、「あっ言った」と答える。その中で、本当の、何回も言われて苦しんでいる子を見逃さないかということも出てきます。いじめのアンケートの「言われた」「言われていない」ということだけではなく、どういう状況であるのかということもきちんとつかんでいないと、アンケートだけでは見逃す部分がとても多くなるのではないかと思っています。それから、若い先生を助けてあげてくれることを組織的にしなければならないと思います。アンケートの他に、私たちはQ-Uをやっています。Q-Uをしますと、子どもがいじめられていないか、学校を楽しく過ごしているかなどが分かります。分類も分かりますので、そのことも見ながらみんなで研修をして、学校の中で「この子どう？」とお互い聴き合えるようなデータの的なもの、助けられるようなものを作ってやらないと、アンケートをしていますだけではダメなわけで、学級づくりをどう助けていくかということも組織的にやる必要があるのではないかと考えています。市でいじめ問題相談員という方を雇って学校に派遣し、子どもたちが相談できる、親が相談できるという形にしていくということもしなければなりません。教育委員会はどこでもやっていると思いますが、関係団体と連携を密にしてやっていくことも大事かなと思います。いじめとなると、本人が納得しても、親が納得できないこともあります。警察にお世話になることもでてきます。学校だけでは進めることができないところを助けていただく必要があります。もう1つ、子どもたちが言葉で傷つけられることについて、市では、色んな言葉で傷つくという場合に対するパンフレットを人権施策で作っています。家庭訪問をして、この言葉が傷つける言葉なんですよと、保護者にも分かってもらうような啓発も必要ではないかと思っています。学校の先生もやらなければいけ

ないところもありますが、助けていただく部分もあるのではないかなと思っております。

(長谷川委員)

子どもをどういうふうに育てていくかという大きな視点で考えたときに、いじめの認知とか、対応とかがありますが、先程紹介されていましたが、主体的に子どもたちがいじめを許さないという行動をとれるような取組を、進めていく必要があるということ。また、カウンセラーさんとか様々な方がいらっしやいますので、専門家の力を借りていく。それから先程説明もありましたけども、みんつく予算というもので、教育学部の大学生などにも色々関わっていただいて、これからの教員として、こんなことが現場では起こっているんだということを知っていただいたり、対処法なども知って頂くということ。このように、幅広に色んな所から、社会総がかりとよく言っているんですけども、そのような形で進めていくことがよいのではないかと思います。

(岡島委員)

研修を踏まえてというところでいきますと、私たちのところでは、いじめの認知が変わったところなどを教員にやっています。私の学校では、全員が寮で生活しています。そのなかで、ギクシャクした関係が出てくると、生活そのものが成り立ちませんので、それをいかに円滑に生活をさせていくために、どんな指導が必要なのか、どんな関わりが必要なのかという視点での研修を割と頻繁にやっています。その中でも、中学校までで不登校の経験をして入学してきた生徒も相当数いますので、そういった生徒が、いじめとか粗暴な環境にあると生活が出来なくなってしまうので、そういう生徒に視点を当てながら、その集団が円滑にいつているのかどうか、いかせるような働きかけ、それがどんなふうに必要なということが中心の研修になっています。基本的に、いじめをなくす、いじめはダメなんだということは、当然のことながら必要だと思うのですが、そこだけに特化してしまうと、何かギスギスしたような人間関係を余計作ってしまって、表に出にくくなってしまうのではないかと考えています。それよりも、人間として、人としての関わりとか、思い、相手を敬うとかですね、そういう気持ちを育てていくということが、やはり必要なのかなと思っております。取組は色々あるんですけども、1つ、人は、子どもたちは特に、相手を見るときに、良いところをなかなか見られなくて、嫌なところ、ダメなところが目についてしまうのですね。特に、不登校を経験している子どもたちというのは、そういう見方が非常に強いです。そういった視点を変えるということもあって、サンキューカードという相手の良いところを見つけて、それを相手に伝えようという活動を、4月当初にやっていきます。それで、嫌なところで

はなくて、良いところを見るという気持ちを育てていくというところからのスタートということで、取組をさせていただいているということです。

(藤原会長)

ありがとうございました。それでは、次の柱に移りたいと思います。いじめ防止に係る機運の醸成を図るため、効果的な啓発を進めるためにはどのような視点が必要なのかということで、ここでは、関係機関の皆様にご発言をいただきたいと思います。

(島田委員)

私の方からも効果的な啓発について、お話をしたいと思います。

その前に、三重県ではいじめの認知件数が全国と比べて非常に少ないとありますが、例えば、岡島校長先生のご発言された取組をお借りすると、「三重県ではいじめの認知件数が非常に少ない理由は、サンキューカードという取組を徹底して行っている結果が出ている」というように説明できることが一番と思っております。

それでは、県警の取組ですが、県警ではこれまでも関係機関と連携し、街頭啓発、テレビ、ラジオ等を通じた啓発等をしておりましたが、その啓発については時間的・場所的制約がありました。これらに加え啓発する対象を小学生、中学生、高校生を対象にしたいのに、通勤する大人になってしまい、少し効果に問題があるのではないかと考えてきました。今日の新聞でも出ておりますが、SNS、インターネット等を通じて子どもの性被害が発生しています。誘拐も最近あります。その被害に遭うのは、中学生、高校生が大半で、その対象にあった広報を何とかできないかということで、教育委員会さんから色々資料等をいただきました。その資料から中学生、高校生のほとんどが、スマートフォンを持っており、どういった機能を使っているのかといいますと、LINEを使っている中高生が非常に多いことが分かりました。そこで今年はこのLINEに表示される広告に警察から広告を出し、そしてその広告をクリックすると警察のホームページの特設ページにつながるようにしました。そこで、SNSの危険性ですとか、あなたは被害に遭いやすい人ですよというアンケートですとか、そういったものを特設ページで直接見ていただけるという事業を展開しております。今年度は、夏休み、冬休み期間で、74日間配信を行いました。この2月から3月にも行います。皆さんに配らせていただきました資料にあります男の子の画像、これがいわゆる広告なんですけれども、これが300万回掲載され、これをクリックして三重県警の特設サイトに行っていたのが、3万5千という数値となりました。中高生でスマホを持っていてLINEを利用している方が6万6千人です。年度通じて約6万6千の内の5万人、何回も

クリックする人もいるかもしれませけれど、LINE広告については、地域も絞れる、年齢層も絞ることができるということで、非常に効果があるといえると思いますので、参考までに報告させていただきました。

(西尾委員)

法務局におきましては、例えば学校に出向いて人権教室をさせていただいたり、また街頭啓発活動を行ったりとか、いくつか取組を行っているところです。あと、「いじめさせない、見逃さない」といったリーフレットを作成しまして、配布の方をさせていただいております。ここで、具体的な取組事例をご報告させていただきます。法務局と三重県、それと三重県人権擁護委員連合会、三重県社会福祉協議会が構成員となっております三重県人権啓発活動ネットワーク協議会がございます。この協議会が伊賀市を本拠地とします日本女子サッカーなでしこ1部リーグの伊賀FCくノ一と連携協力させていただきまして、三重県内で開催される試合のうち2試合について、「ストップいじめ、みんなでいじめにレッドカード」をスローガンに人権啓発試合として、人権啓発活動を行っております。本年度は、昨年7月15日と10月19日の2回実施させていただいております。両日とも当日は、試合の開始前に小学生を対象に、人権擁護委員と伊賀FC所属の選手による人権教室というのを開催いたしまして、ハーフタイムのときには、人権擁護委員さん、我々とか、キャラクター等がグラウンド内に入り、観客席の方に向かって人権メッセージを読み上げるということを行ったほか、人権フラッグという旗のようなものがあるんですが、そこに来場者の方とかお子さんとかに人権メッセージを書いていただいて、人権フラッグを作成したり、来場者の方に人権アンケートをお願いしたり、啓発グッズを配布したりというような活動をさせていただきました。

(伊藤委員)

弁護士会におきましては、啓発活動も大事なところだと思いますので、いじめ予防授業を進めていこうと思います。申し込みをいただいているのですが、人員の問題から対応できないことも時々あります。しかし、できる限り弁護士を派遣し、積極的に行おうと思っております。それから、私の意見としては、2つほどあります。1つが成功事例、取組事例の報告がありました。現場の知恵や成功事例を集めて共有化するということが大事なことだと思います。事案の個別性のため、正解はないかもしれませんが、先生はもちろん、啓発的な観点から保護者の方にも情報共有できるような場があるといいと思います。また、全国的な認知件数の違いについて、先程、先生方からも他の県の取組を聞いたらかどうかご意見もあったと思いますので、他県での取組やいじめの認知の方法について共有化できればいいと思います。2点目は、保護者との連携で

す。現場の担任の先生、学校の担当の職員の方は、保護者対応をしなければならぬため大変だと思います。保護者との連携や信頼関係が重要だと思うのですが、最近は共働きのところも多いと思います。何か催し物をするということでも来ていただけない保護者もいらっしゃると思います。そうであっても、自分の子どものために、仲良くみんなが暮らすという価値観では一致できるはずだと思います。そういった価値観を前提に啓発活動をもう少し活発化できればいいかなと思います。先ほど、加害者の親御さんが、いじめられる方も悪いんだと言われるということがありますという話ができました。まさしく、いじめ予防授業で扱っている視点です。いじめられる側も悪いことがあるのかという質問を前提に、生徒から意見を出してもらい、議論し、最終的にどんないじめも許されないという結論を学んでもらいますが、例えば、保護者の方にも来ていただいて、見学していただくだけでも効果があるかもしれないと思いました。

(久保委員)

ハード面については、報告資料をご覧ください。直近では11月11日に全体研修会、会員以外の研修会というのがございまして、その時の研修でいじめ防止強化月間のことなどを会員の皆さんに啓発をさせていただきました。それから12月1日に、ここに来ていただいております弁護士の伊藤先生にいじめの防止について講義をしていただきました。非常に有意義なお話をさせていただきました。それから、いじめ防止にかかる啓発ポスターについて、教育領域部会がございまして、理解を広めるために、メンバーの職場などでポスターの掲示をしたりしています。それから、教育領域部会では、最近いじめの話が多いのですが、事例検討というのをやらせていただいて、実際にどうい対応をしていったらいいのか、どう進めていったらいいのかということ部会で話し合っております。というのは、ある方が、これがいいなという対応を持っていても、こういった面もあるよというヒントをもらうことで、随分と違ったこれからの進め方の参考になりますので、そういったこともさせていただいています。いじめって、「ある」か「ない」か、「なくなったからいいか」ではなくて、そのいじめを受けた方の心のケアというのが非常に大事だと思います。いじめがなくなっても、心のケアをしていかないと、大人になっても残ってしまう方もいらっしゃいますので、それをどう早期発見、対応していけるか、ということなんです。それはやはり、現場の担任の先生、学校の先生を含めて一緒に考えていこうという形で、進めております。スクールカウンセラーとしては、時間がないということが、最後にいつも出てきます。もう少しこうしたい、ああしたいということがあっても、限られた週何時間の勤務時間だけですので、なかなか思いどおりに進められないというのが、実際の現状のようで、何か複雑な思いで取り組んでいるというところが現状でございます。

(清水委員)

まずこのいじめチェックリストですが、実は虐待のチェックリストもあります。先程もありましたが、末端までどこまできちんと届いているのか、各先生方の机の下敷きに挟んであって、いつも見ることができる状態にあるということまで届いていればいいなというふうに思っています。そこは県教委さんをお願いしたい。それと、県教育委員会と書いてありますが、私立にも配られているのかという心配もありますので、きちんと県内の学校に配っていただいて、いじめの認識の向上につなげてもらえればと思います。あと、低学年の子どもさんからの訴えが少ないということから、このアンケートを親御さんとともに一緒に見ていくような機会も設けてもらえればと思います。例えば、PTA総会で配っていただくとかですね、そんな形で周知していくというのも1つの方法かなと思います。また、4月以降、体罰の禁止というものも出てきます。そういうことも含めて、最後に絶対に言うてこようと思っていたのですが、野田市の虐待死亡事件の検証報告書が出されています。もう読まれた方もみえるかと思いますが、アンケートを出してしまったことに対して、委員さんから、「児童福祉法第1条に明記されているのにもかかわらず教育現場における子ども権利に対する意識の低さは非常に大きな問題である」と書かれています。このところを教育関係の皆さん心に留めておいていただいて、しっかり子ども権利というあたりでやっていただければと思います。

(中山委員)

教育委員会、教育現場の皆さんが、いじめの問題に非常に苦心をされて、こんなにたくさんの事業、取組をされてきたということに、まず敬意を持って受け止めさせていただきました。討議の柱としては、気運の醸成のために効果的な啓発をということではありますが、当事者である子どもたちへの働きかけとして、私が思っているのは、先程会長からお話もあったかと思いますが、いじめに関して、誰がどんな事情で何をしたかというは外して、いじめの行為自体が問題なんだということだけに絞って話をしていかなければならないと思います。例えば、子どもたちも、私たちも、それを基本的な認識として、共有したうえで、考えていかなければいけないというところに来ているのかなと思っています。先程少し話がありましたが、虐待の対応にしましても、子どもがケガをしていたときに、加害者が誰なんだとか、虐待しようとしてしたのか、ということは、今は度外視しよう。その子どもがケガをしているということが問題であって、その後どうしたら無くしていけるのかというところに取り組みもうというところで、いじめも同じようなところで考えていかないと、本当のところ解決ができないのかなと思いました。拝見していた中で、資料の14ページのいじめの未然防止のところ、児童生徒が主体的にいじめの問題について考える

というところがございますけれど、例えば、子どもたちはいじめ問題をどうしようと考えたとき、彼らの中には、やはり、加害者、被害者という認知が何となくでもあるかもしれませんし、いじめそのものをとらえて話すというのは非常に難しいという気がしています。このときに自分たちの権利について考えようという、そういう持っていく方も1つの方法かなと思います。子ども条例の中で、子どもの権利学習の機会がございますけども、県としてもまだまだ十分ではないと思っております。自分の権利を知るということは、他の人の権利を知るということについても、関心を寄せるということだと思っておりますので、そういった、いじめだけではなく、自分たちの権利ということは友だちの権利ということも含めて話していただけるような機会があるといいなと思っております。

(藤原会長)

非常に重要なお指摘ありがとうございました。それぞれの委員さんの意見を表明していただくという場になりましたが、時間が非常に限られておりますので、これでご容赦願いたいと思います。特に私の方からまとめをするわけでもなく、素晴らしいご意見ばかりだったと思います。十分受けとめていただいて来年度もっといい取組ができるように事務局は頑張っていたきたいなと思っております。

最後になりましたけども、ご挨拶をさせていただきたいと思います。私は、今年の3月で大学を退職することになります。本当に長く、三重県の教育委員会の皆さんとはお付き合いをさせていただきましたし、ここに居られる委員の皆さんとは様々な場でお会いすることも多かったです。私は、退職してしばらくしたら三重県を去ることになると思います。もう二度とお会いできない方も多いたと思います。三重県の子どもの状況がどうなっていくのかということは、今後とも一緒に関心を持って見て参りたいと思います。今後とも皆さんのご活躍をお祈りさせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局)

どうもありがとうございました。今日は、色々な所での取組や状況をお教えいただきまして、我々も非常にありがたく思っております。我々もいじめの状況について、特にいじめの1,000人あたりの認知件数の三重県の低さ、このあたりについては、非常に課題意識を持っております。その要因がどういったものであるのかというところが、なかなか調査のデータだけでは見えてこない部分がたくさんありますので、今日は、各学校での様子であったりとか、市町教育委員会の取組であったりとか、様子を聴かせていただき、また、我々が気づいていなかった点での話も聴かせていただいて、我々としても大変ありが

たく思っております。今日の資料にも付けさせてもらっていますが、県で作成した、いじめのチェックリストですが、これは以前からあったものではなく、今年度の状況を見ていく中、取り急ぎ県としても陥りやすいところについては、しっかりと周知していかなければならないということで作らせていただいたものということで、認知にかかわる内容を全体的に網羅したものではありません。決してございません。ですので、今日の話をお聴かせいただいて、各学校、各教員がまだまだいじめの認知の部分については、認識にバラツキがあるという状況もよくわかってきましたので、このチェックリストについても、もう少し統一的な基準、チェックリストとなるよう考えていければと思っております。我々の今後の取組にも、大いに参考にさせていただいて、またしっかりと取り組んでいきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。本年度は、9月と本日と2回開催させていただきました。本当に大変お忙しい中、ご意見を賜りまして、ありがとうございました。なお、委員の任期としましては、6月30日ということになっております。その点について、ご理解をお願いしたいと思っております。会長には、最後にご挨拶をいただきましたけれども、これまで本当にお世話になりました。色んな形で、今後とも三重県の色々な面でご協力いただければありがたいと思っております。

それでは、令和元年度第2回三重県いじめ問題対策連絡協議会を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

以上